

### 産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、別添の産業標準案作成対象テーマ一覧において、改正する理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ホームページに掲載いたします。

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号(制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定/改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	制定	C60695-1-11	火災危険性試験—電気・電子—第1-11部:電気・電子製品の火災危険性評価指針—火災危険性アセスメント	Fire hazard testing—Part 1-11: Guidance for assessing the fire hazard of electrotechnical products - Fire hazard assessment	現在電気・電子製品の火災危険性を評価するための試験方法については、JIS C 60695-2規格群などの国際整合された規格は存在するが、特定した製品に関連する火災シナリオにおいて火災危険性を排除するためのアセスメントを実施するためのJISが確立されていない。火災危険性アセスメントは、ハザードベースの製品設計に有用であり、このアセスメント手法をIEC/TC89が開発した電気・電子製品の火災危険性アセスメントを規定した国際規格に整合したJISを作成することによって標準化する必要がある。	この規格の制定によって、国際的に認知された火災安全学に基づいた、電気・電子製品の火災危険性に関するアセスメント手法が確立され、このアセスメントで得られた知見に基づいて電気・電子製品を設計・製造することによって、火災に対してより一層安全性の高い製品の提供が可能となることから、安全・安心を求める社会ニーズに貢献することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1・適用範囲 2・引用規格 3・用語及び定義 4・火災危険性アセスメントの要素 5・火災危険性試験 6・火災危険性アセスメントプロセス 7・火災危険性アセスメントの範囲及び制限 8・火災試験要求事項・規格	—	IEC 60695-1-11:2014	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法)  対象事項: 電気・電子製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2023年8月
JSA	05 電気	制定	C60721-2-6	環境条件の分類—第2-6部:自然環境の条件—地震の振動及び衝撃	Classification of environmental conditions—Part 2-6: Environmental conditions in nature - Earthquake vibration and shock	この規格は、地震の振動や衝撃に関する自然界に現れる環境条件について、製品が保管および使用中にさらされる可能性のある厳しさの参考資料として、地震の特性的で基本的な特性と量を明確化する。対応国際規格の第1版が1990年にIEC 60721-2-6として発行され、地震研究の進展に伴い、①機器を設置する地震活動レベルゾーンを限られた数のクラスに分類する。②地震に関する強度、マグニチュード、および最大地盤加速度の間の相関関係を厳密な方法で定義することは科学的に不確実なため、これらの相関関係を削除する。③強度とマグニチュードの両方のスケールを更新する。④実用的でなかった地震ゾーンマップの代わりに、世界中で一貫したピーク加速度分布の取得方法に関する情報を付属書として提供する。などの改訂をした第2版が2022年に発行された。電気・電子機器等の合理的な耐震設計開発の観点から、地震の振動や衝撃に関する基本的な特性及び地震活動レベルゾーンの情報を提供する本規格の制定が必要である。	【期待効果】この制定によって、国際規格との整合を図り、地震による振動及び衝撃の基本的な特性の理解が容易になり、その結果、国際取引の円滑化に寄与し、電気・電子機器等の合理的な耐震設計開発、品質の改善、などに寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・地震の概要 ・震度階級 ・応答スペクトルによる地震環境の記述 ・地震活動ゾーンの分類	—	IEC 60721-2-6:2022	IDT	第2条の該当号: 2(設計方法)  対象事項: 電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2023年9月

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	B8102	蒸気タービン—受渡試験方法	Steam turbines—Acceptance test	この規格は、蒸気タービン及び蒸気タービン設備に関するタービン室熱効率又は熱消費率などの保証値を実証するため、発電用の過熱及び湿り蒸気タービンの試験の実施、並に試験結果の計算方法について規定したものであるが、2012年の最終改正から10年以上が経過しており、基礎となるIEC 60953-2:1990は、多様化する蒸気タービンの構成及び精度に対し単一の性能試験規格によって対応することができなくなり、新たな基本規格と各種追加の部規格とを組み合わせる規格体系への変更が行われた。これによって、対応国際規格であったIEC60932-2は、新たにIEC 60953-0:2022, Rules for steam turbine thermal acceptance tests - Part 0:Wide range of accuracy for various types and size of turbineに置き換えられた。また、予測される試験結果測定不確かさの低減について、“コンパインドサイクルの復水タービン”などの低減要因の追加が行われている。こうしたことから、国際規格との整合を図るとともに、最近の我が国の技術の実態に即し、JISを改正する必要がある。	この規格の改正によって、現状に即した蒸気タービン設備の受渡試験方法について共通の理解を促進することができ商取引等の円滑化が期待される。さらに、国際規格との整合によって貿易拡大にも寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格をIEC 60953-0:2022に変更し、内容を反映する。 ・適用範囲で、試験の目的及び契約で考慮すべき事項を明確にする。 ・用語の追加(「原子力用熱負荷容量」など) ・予測される試験結果測定不確かさの低減について要因を追加する。	—	IEC 60953-0:2022	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法)  対象事項: 蒸気タービン	法律の目的に適合している。	利点: ア,ウ,キ  欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人火力原子力発電技術協会のWG	2023年7月
JSA	05 電気	改正	B8105	蒸気タービン—受渡試験方法—改造時の性能確認	Steam turbines—Acceptance test—Thermal performance verification tests of retrofitted steam turbines	この規格は、蒸気タービン及び蒸気タービン設備に、幾つかの設備変更を伴う改造を行った改造蒸気タービンの性能確認方法について、タービン全体又はタービン部品の改造による性能保証値を実証するため、発電用の過熱及び湿り蒸気タービンの試験の実施、並に試験結果の計算方法について規定したものであるが、2004年の制定から約20年が経過しており、近年の技術進歩に伴い、対応国際規格群においては規格体系の見直しが行われた。これによって、対応国際規格であるIEC 60953-3:2022は、引用する基本規格がIEC 60953-2:1990からIEC 60953-0:2022に改訂され、保証タイプについての指針が追加され、測定の不確かさはIECガイド98により整合するなどの改訂も行われている。こうしたことから、国際規格との整合を図るとともに、最近の我が国の技術の実態に即し、JISを改正する必要がある。	この規格の改正によって、現状に即した蒸気タービン設備の受渡試験方法について共通の理解を促進することができ商取引等の円滑化が期待される。さらに、国際規格との整合によって貿易拡大にも寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・引用する基本の規格をIEC 60953-0:2022に変更し、附属書L(温度変化方法)の削除などを行う。 ・適用範囲で、試験の目的及び契約で考慮すべき事項を明確にする。 ・測定方法の見直し ・保証タイプの詳細な指針を追加 ・測定の不確かさはIECガイド98により整合させる。	—	IEC 60953-3:2022	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法)  対象事項: 蒸気タービン	法律の目的に適合している。	利点: ア,ウ,キ  欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人火力原子力発電技術協会のWG	2023年7月

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C3216-2	巻線試験方法－第2部:寸法	Winding wires-Test methods-Part 2: Determination of dimensions	この規格は、巻線に用いる各種エナメル銅線、エナメルアルミニウム線、横巻銅線及び横巻アルミニウム線の寸法の測定方法について規定するもので、対応国際規格であるIEC 60851-2:2009及びAmd1:2015に基づいて、2019年に改正された。その後、対応国際規格が、製品の品質向上のため、エナメル平角線の両側融着厚さを測定する試験方法を新たに追加し、2019年にAmd2が発行された。このような状況から、対応国際規格との整合を図るため、JISを改正する必要がある。	この規格を改正することによって、次のような効果が期待できる。 ・エナメル平角線の寸法に関する試験方法が新たに規定されることから、製品の品質が向上する。 ・国際規格との整合が図られることから、取引が円滑化し、市場が活性化される。	主な改正点は、次のとおり。 ・寸法の試験方法において、製品の品質向上を図るため、新たにエナメル平角線の両側融着厚さの測定方法を規定する。	—	IEC 60851-2:2009 +Amd1:2015+Amd2:2019	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法)  対象事項: 巻線	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本電線工業会のWG	2023年7月
JSA	05 電気	改正	C3216-5	巻線試験方法－第5部:電気的特性	Winding wires - Test methods - Part 5 : Electrical properties	この規格は、巻線に用いる各種エナメル銅線、エナメルアルミニウム線、横巻銅線及び横巻アルミニウム線の電気的特性の試験方法について規定するもので、対応国際規格であるIEC 60851-5:2008及びAmd1:2011に基づいて、2019年に改正された。その後、対応国際規格が、試験方法の合理化を図るため、インライン高圧均一性試験の欠陥検知電流を変更し、2019年にAmd2が発行された。このような状況から、対応国際規格との整合を図るため、JISを改正する必要がある。	この規格を改正することによって、次のような効果が期待できる。 ・試験方法が合理化されることから、生産性が向上する。 ・国際規格との整合が図られることから、取引が円滑化し、市場が活性化される。	主な改正点は、次のとおり。 ・インライン高圧均一性の試験装置において、最近の技術の実態を踏まえ、欠陥検知電流を、試験電圧によらず全て18 μ Aに改める。	—	IEC 60851-5:2008 +Amd1:2011+Amd2:2019	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法)  対象事項: 巻線	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本電線工業会のWG	2023年7月

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C60695-5-1	火災危険性試験—電気・電子—第5—1部:燃焼放出物による腐食損傷の影響—一般指針 (現行名称:耐火性試験—電気・電子—第5—1部:燃焼放出物による腐食損傷—一般指針)	Fire hazard testing—Part 5-1: Corrosion damage effects of fire effluent—General guidance	この規格は、電気・電子部品の腐食試験方法に関する指針を規定したものである。2011年に対応国際規格であるIEC 60695-5-1:2002を基に改正されたが、近年の火災評価技術の進歩によって、腐食試験方法が市場全般の要求と乖離した状態となっている。こうした状況を踏まえ、IEC 60695-5-1は2021年に引用規格、参考文献及び技術的内容を最新化するなど改訂されたため、対応国際規格と整合させるとともに、我が国の最新技術を反映した規定とすべく、この規格を早急に改正する必要がある。	この改正によって、試験方法が国内の最新技術を反映して刷新され、相互理解の促進が図られることから、生産性の向上、産業の合理化、取引の公正性、効率的な産業活動、安全安心などに寄与することが期待できる。また、対応国際規格と整合することによって、国際貿易の円滑化、国際協力の促進、国際産業競争力にも寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、JIS C 60695-4に定義された新しい用語(火災減衰、フラッシュオーバー、火盛り期火災など)を追加する。 ・火災シナリオ及び火災モデルにおいて、対応国際規格と整合させ、煙の腐食性を制御するISO 11907-1のコンセプトを追加する。 また、“火災発達段階の一般的な分類”についてを、対応国際規格と整合させ、最新のISO 19706に規定された火災の段階を示す内容に改める。 ・腐食性の評価において、“腐食性の試験方法の概要”の試験方法について、最新の国際規格に整合させる。	—	IEC 60695-5-1:2021	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法)  対象事項: 電気・電子製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2023年8月
JSA	05 電気	改正	C60721-2-3	環境条件の分類—第2-3部:自然環境の条件—気圧 (現行名称:環境条件の分類—自然環境の条件—気圧)	Classification of environmental conditions—Part 2-3: Environmental conditions appearing in nature—Air pressure (現行名称:Classification of environmental conditions Part 2: Environmental conditions appearing in nature—Air pressure)	この規格は、自然環境に現れる様々な気圧の値を規定する。製品に適切な気圧の厳しさを選定する場合、基礎的な情報として使用することを意図しており、1987年に制定されたIEC 60721-2-3を基に1997年に制定された。この後、対応する国際規格は、気圧に関する技術の進展を反映して、①高度による冷却効率の低下に関する数値の削除、②海面上及び海面下の高度と標準気圧との対応を示す表の簡素化、③高度から気圧を計算するための式の追加等の修正が実施されて2013年に改訂された。この改訂を踏まえ、国際規格との整合を図った設計・試験条件の規格とするために、この規格を改正する必要がある。	この改正によって、設計・試験条件の精度が向上して品質の改善又は明確化に寄与し、その結果、生産性等の向上又は産業の合理化が期待できる。さらに、この改正によって、国際規格と整合した条件を設計・試験に適用できるようになり、国際貿易の円滑化又は国際協力の促進に寄与する効果も期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・高度による冷却効率の低下に関する数値を削除する。 ・海面上及び海面下の高度と標準気圧との対応を示す表を簡素化する。 ・高度から気圧を計算する式を追加する。	—	IEC 60721-2-3:2013	IDT	第2条の該当号: 2(設計方法)  対象事項: 電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2023年9月

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C60721-2-4	環境条件の分類－第2-4部:自然環境の条件－日射及び温度(現行名称:環境条件の分類－自然環境の条件－日射及び温度)	Classification of environmental conditions - Part 2-4: Environmental conditions in nature - Solar radiation and temperature (現行名称: Classification of environmental conditions Part 2: Environmental conditions in nature - Solar radiation and temperature)	この規格は、日射地域を幾つかのタイプに分類し、製品に適用する日射の厳しさを適切な値に選択する基礎的な規格として使用することを意図したもので、1987年に制定されたIEC 60721-2-4を基に制定された。この後、日射に関する研究の進展により、①適用範囲において、「製品に適用する日射の厳しさを選択する場合、IEC 60721-1に規定した値を使用する」との記載の削除、②日射の基本事項である日射強度の平均値である太陽定数の変更及び年間の日射強度の最小および最大値の削除、③澄んだ夜空からの大気放射を表す図1の削除等が実施されて2018年に対応国際規格が改訂された。製品に適用する日射の厳しさを基礎的な情報について、対応国際規格との整合を図ると共に、さまざまな場所で使用される製品の信頼度を上げるため、この規格の改正が必要である。	この改正によって、国際規格と整合した日射の値が規格化され、国際的に共通の環境条件に基づく製品設計が可能となることから、性能及び品質の向上・品質の改善、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、「製品に適用する日射の厳しさを選択する場合、JIS C 60721-1に規定した値を使用する」との記載を削除する。 ・使用されていない引用規格を削除する。 ・日射強度の平均値である太陽定数の変更及び年間の日射強度の最小および最大値を削除する。 ・図1(澄んだ夜空からの大気放射)を削除する。	—	IEC 60721-2-4:2018	IDT	第2条の該当号: 2(設計方法)  対象事項: 電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2023年9月
JSA	05 電気	改正	C60721-3-3	環境条件の分類－第3-3部:環境パラメータ及びその厳しさのグループ別分類－屋内固定使用の条件(現行名称:環境条件の分類環境パラメータとその厳しさのグループ別分類 屋内固定使用の条件)	Classification of environmental conditions - Part 3-3: Classification of groups of environmental parameters and their severities - Stationary use at weatherprotected locations (現行名称: Classification of environmental conditions Part 3: Classification of groups of environmental parameters and their severities Section 3: Stationary use at weatherprotected locations)	この規格は、屋内に設置する製品がさらされる環境パラメータ及びその厳しさのグループの分類について規定したもので、1997年にIEC 6721-3-3:1994+Amendment 1:1995+Amendment 2:1996を基に制定された。この後、対応する国際規格は、IEC 60721-2-1:2013の気候群の変更及びIEC 60721-3-1:2018の分類の変更に対応して、2019年に改訂された。この改訂を踏まえ、国際規格との整合を図った設計・試験条件の規格とするために、この規格を改正する必要がある。	この改正によって、設計・試験条件の精度が向上して品質の改善又は明確化に寄与し、その結果、生産性等の向上又は産業の合理化が期待できる。さらに、この改正によって、国際規格と整合した条件を設計・試験に適用できるようになり、国際貿易の円滑化又は国際協力の促進に寄与する効果も期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義について、JIS C 60721-1から用語の定義を引用して適用する。 ・一般の箇条について、JIS C 60721-3-1と記載を揃える。 ・環境パラメータ及びその厳しさの分類について、旧規格では附属書で規定した各分類の条件を、本体で規定する。JIS C 60721-3-1の最新版に対応して、分類を修正する。ただし、化学的に活性な物質を除く。 ・気象条件(K)について、JIS C 60721-2-1の最新版に対応して、気候区分を修正する。気象条件の分類の表は新規の分類に変更する。(3K21～3K24) ・特別な気象条件(Z)について、特別な気象条件の分類の表は新規の分類に変更し(3Z1～3Z3, 3Z12～3Z14)、低圧に新たに分類を追加する。(3Z13)(3Z13) ・化学的に活性な物質(C)について、分類についての規定を削除して、ISO 9223を参照する。 ・機械的に活性な物質(S)について、化学的に活性な物質の分類の表は新規の分類に変更する。(3S5～3S7) ・機械的条件(M)について、機械的に活性な物質の分類の表は新規の分類に変更する。(3M10～3M12)	—	IEC 60721-3-3:2019	IDT	第2条の該当号: 2(設計方法)  対象事項: 電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2023年9月



# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C61000-4-20	電磁両立性-第4-20部:試験及び測定技術-TEM(横方向電磁界)導波管のエミッション及びイミュニティ試験	Electromagnetic compatibility (EMC)-Part 4-20: Testing and measurement techniques-Emission and immunity testing in transverse electromagnetic (TEM) waveguides	<p><b>【改正する理由(必要性)】</b></p> <p>この規格は、様々なTEM導波管を用いた電気・電子装置に対するエミッション及びイミュニティの試験方法について規定している。</p> <p>近年、我が国の無線通信技術は飛躍的に進歩し、新たな無線通信システムが運用されているが、現行規格は、発行後10年以上が経過しており、規格として種々の問題が出てきている。この規格の対応国際規格であるIEC 61000-4-20では、電界均一性の検証法の手順を明確にするフローチャートの追加、TEMモードの検証を計算可能にする、4ポートTEM導波管によるTEMモード生成など、現状の問題点にも対応できる試験方法の規格とする改正が2022年に行われた。これらをJISに反映させるため、今回の改正が必要である。</p>	<p>この改正によって、以下の効果が期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•対応国際規格と整合することで輸出入製品に対しても同じ評価ができる。</li> <li>•試験電界の定義、試験配置などをより明確に標準化することで、試験所間での試験結果のばらつきが抑えられて、手戻り再試験が防げるため、検証試験及び製品開発の効率化が期待できる。</li> </ul>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•電界均一性の検証手順を明確にするため、進行波電力一定法及び電界一定法のフローチャートを追加する。</li> <li>•TEMモードを検証するため、従来の周波数ステップに関する要求条件を削除し、主電界と2次電界成分との比に関し統計パラメータと分位点を定義し、解析的に計算可能にする。</li> <li>•4ポートTEM導波管に対応するため、4ポートTEM導波管によるTEMモードの生成などの記述を追加する。</li> </ul>	—	IEC 61000-4-20:2022	MOD	<p>第2条の該当号: 4(試験方法)</p> <p>対象事項: 電気・電子機器</p>	法律の目的に適合している。	<p>利点: ア、イ、ウ、カ、キ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電気学会のWG	2023年7月
JSA	05 電気	改正	C61810-1	電磁式エレメンタリリレー 第1部:一般及び安全性要求事項	Electromechanical elementary relays - Part 1: General and safety requirements	<p>この規格は、低電圧装置(1 000 V 交流又は 1 500 V 直流以下の回路)に組み込むための電磁式エレメンタリリレーであって、電気・電子技術分野の全ての分野におけるアプリケーションの基本特性、安全要求及び安全関連について規定したものである。この規格の対応国際規格は2015年発行のIEC 61810-1第4版であるが、2019年にルーチン試験方法の修正を行う追補(IEC 61810-1 AMD1)が発行された。また、国際的な認証機関から“電氣的耐久性試験後の接点間耐電圧の値が規格書を読んでも分からない。”との主張があり、IECからその解釈表(IEC 61810-1 ISH1: Interpretation Sheet1)が発行されている。我が国においても同様な状況であるため、この規格の利用者の利便性を図るために解釈表も含めた内容の追加・変更を行い対応国際規格と整合させるため、この規格の改正が必要である。</p>	<p>この改正によって最新の市場ニーズに対応した性能及び安全性が確保でき、検査手順の標準化によって電磁式エレメンタリリレーの円滑な流通が期待できる。また、国際規格と整合することにより市場の拡大が期待できる。</p>	<p>主な改正点は、次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•解釈表が発行されたのを受けて、11.4の最終耐電圧試験は、表13及び表14の全ての項目に対して75%の電圧値で試験を実施するのではなく、マイクロ断路の要求値の75%で試験することを明確にする。</li> <li>•IEC 61810-1 AMD1 に基づいて、ルーチン検査項目の変更及びその説明が追加されたことを反映し、試験の種類ごとに検査ロットを指定していたが、全数を対象とすることに修正し、説明を追加する。</li> <li>•電氣的耐久性において試験後の判定を行う際の条件について解釈表を附属書(参考)として追加する。</li> </ul>	—	IEC 61810-1:2015+Amd 1:2019	IDT	<p>第2条の該当号: 1(種類、構造、品質、性能、耐久度)</p> <p>対象事項: 電磁式エレメンタリリレー</p>	法律の目的に適合している。	<p>利点: ア、オ、カ、キ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本電気制御機器工業会のWG	2023年7月